

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）</p> <p>十二～四十七 (略)</p> <p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 小児集中治療室</p> <p>六～十五 (略)</p> <p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 神経・脳血管領域</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 脳磁図</p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）</p> <p>十二～四十七 (略)</p> <p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (新設)</p> <p>五～十四 (略)</p> <p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 神経・脳血管領域</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 神経磁気診断</p>

-
- へ (略)
 - ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
 - チヨ (略)
 - ワ 脳動脈瘤根治術 (終日対応することが出来るものに限る。)
 - カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
 - ヨラ (略)
 - 三・四 (略)
 - 五 耳鼻咽喉領域
 - イト (略)
 - チ 副鼻腔炎手術
 - リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
 - ヌツ (略)
 - 六 呼吸器領域
 - イハ (略)
 - ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
 - ホチ (略)
 - 七 消化器系領域
 - イカ (略)
 - ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
 - タレ (略)
 - 八 肝・胆道・膵臓領域
 - イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
 - ロト (略)
 - チ 腹腔鏡下胆石症手術
 - リヌ (略)
 - ル 膵悪性腫瘍手術
 - ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
 - ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
 - カヨ (略)

-
- へ (略)
 - ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
 - チヨ (略)
 - ワ 脳動脈瘤根治術 (終日対応することが出来るものに限る。)
 - カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
 - ヨラ (略)
 - 三・四 (略)
 - 五 耳鼻咽喉領域
 - イト (略)
 - チ 副鼻腔炎手術
 - リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
 - ヌツ (略)
 - 六 呼吸器領域
 - イハ (略)
 - ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
 - ホチ (略)
 - 七 消化器系領域
 - イカ (略)
 - ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
 - タレ (略)
 - 八 肝・胆道・膵臓領域
 - イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
 - ロト (略)
 - チ 腹腔鏡下胆石症手術
 - リヌ (略)
 - ル 膵悪性腫瘍手術
 - ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
 - ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
 - カヨ (略)
-

九 循環器系領域

- イ 大動脈瘤手術
- ロ 下肢静脈瘤手術
- ハ カ・ヨ (略)
- ニ 腎・泌尿器系領域
- ホ 膀胱鏡検査
- ヘ ハ 膀胱悪性腫瘍手術
- ニ 膀胱悪性腫瘍化学療法
- ワ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- カ カレ (略)
- 十一 (略)
- 十二 婦人科領域
- イ イハ (略)
- ニ 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
- ホ ホ又 (略)
- 十三・十四 (略)
- 十五 血液・免疫系領域
- イ イト (略)
- チ 臍帯血移植
- リ リワ (略)
- 十六 (略)
- 十七 リハビリ領域
- イ イニ (略)
- ホ 廃用症候群リハビリテーション
- ヘ ヘリ (略)
- ヌ がん患者リハビリテーション

九 循環器系領域

- イ 大動脈瘤手術
- ロ 下肢静脈瘤手術
- ハ カ・ヨ (略)
- ニ 腎・泌尿器系領域
- ホ 膀胱鏡検査
- ヘ ハ 膀胱悪性腫瘍手術
- ニ 膀胱悪性腫瘍化学療法
- ワ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- カ カレ (略)
- 十一 (略)
- 十二 婦人科領域
- イ イハ (略)
- ニ 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
- ホ ホ又 (略)
- 十三・十四 (略)
- 十五 血液・免疫系領域
- イ イト (略)
- チ 臍帯血移植
- リ リワ (略)
- 十六 (略)
- 十七 リハビリ領域
- イ イニ (略)
- ホ (新設)
- ヘ (略)
- ヌ (新設)

ル	認知症患者リハビリテーション
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
ニ	粒子線治療
ホ・ヘ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	著しく歯科診療が困難な者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

	(新設)
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
	(新設)
ニ・ホ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	障害者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

ロ 腋臭症手術
 ハ (略)
 ニ 関節鏡下半月板切除術
 ホ (略)
 ヘ 関節鏡下手根管開放手術
 ト・チ (略)
 リ 気管支狭窄拡張術
 ヌ (略)
 ル (削る)
 ル 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術
 ヲ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
 ヱ (略)
 ニ 一泊二日手術
 イ 関節鼠摘出手術
 ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術
 ハ (略)
 ニ 関節鏡下半月板縫合術
 ホ 靭帯断裂縫合術
 ヘ 関節鏡下靭帯断裂縫合手術
 ト (削る)
 チ (略)
 リ 顎下腺摘出手術
 リ (略)
 ト (削る)
 ヌ 腹腔鏡下胆嚢摘出手術
 ル 腹腔鏡下虫垂切除術
 ヲ 痔核手術(脱肛を含む。)
 ヱ・カ (略)
 ヲ (削る)
 カ (削る)

ロ 腋臭症手術
 ハ (略)
 ニ (新設)
 ホ (略)
 ト (略)
 ト (略)
 チ (略)
 ヌ (略)
 ヲ (略)
 ヱ (略)
 ニ (新設)
 イ 一泊二日手術
 ロ (新設)
 ヲ (略)
 ヱ (略)
 ニ (新設)
 ハ 靭帯断裂縫合術
 ニ (新設)
 ホ (略)
 ヘ (略)
 ト 下肢静脈瘤手術
 チ 腹腔鏡下胆嚢摘出手術
 リ 腹腔鏡下虫垂切除術
 ヲ 痔核手術
 ヱ・カ (略)
 ヲ 子宮頸部切除術
 カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出手術

- ヨ (略)
- 三 四泊五日手術
- イ 腋臭症手術
- ロ 関節鏡下手根管開放手術
- ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術
- ニ 水晶体再建術
- ホ 乳腺腫瘍摘出術
- ヘ 経皮的シヤント拡張術・血栓除去術
- ト 下肢静脈瘤手術
- チ ヘルニア手術
- リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術
- ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
- ル 痔核手術(脱肛を含む。)
- ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ワ 子宮頸部(腔部)切除術
- カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種
- 三 八 (略)
- 九 破傷風の予防接種
- 十 十三 (略)
- 十四 水痘の予防接種
- 十五 インフルエンザの予防接種
- 十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種
- 十七 (略)
- (削る)
- 十八 二十二 (略)

ヨ (略)
(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種
- 三 八 (略)
- 九 十二 (新設) (略)
- 十 十三 (新設)
- 十一 十三 インフルエンザの予防接種
- 十二 (新設)
- 十三 (略)
- 十四 水痘の予防接種
- 十五 二十 (略)
- 十六 二十 (略)

(削る)

二十三 | ロタウイルス感染症の予防接種

二十四 | 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定

する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イホ (略)

ヘ | 施設入居時等医学総合管理

ト | (略)

ヌ | 同一建物居住者訪問看護・指導

ル | (略)

カ | 介護職員等喀痰吸引等指示

ヨ | (略)

レ | 在宅患者連携指導

ソ | 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ | 在宅患者共同診療

ネ | 在宅患者訪問褥瘡管理指導

ナ | (略)

ラ | 訪問歯科衛生指導

ム | 歯科疾患在宅療養管理

ウ | 在宅患者歯科治療総合医療管理

キ | 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

二 在宅療養指導

イロ (略)

ハ | 在宅小児低血糖症患者指導管理

ニ | 在宅妊娠糖尿病病患者指導管理

ホ | 在宅自己腹膜灌流指導管理

ヘ | (略)

ヌ | 在宅小児経管栄養法指導管理

二十一 | 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

二十二 | ロタウイルス感染症の予防接種

(新設)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定

する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イホ (略)

ヘ | (新設)

ト | (略)

リ | (新設)

ル | (略)

カ | (新設)

ク | (略)

ソ | (新設)

ツ | (新設)

ネ | (新設)

カ | (略)

イロ (略)

ハ | (新設)

ニ | (新設)

ホ | (新設)

二 在宅療養指導

イロ (略)

ハ | (新設)

ニ | (新設)

ホ | 在宅自己腹膜灌流指導管理

ト | (略)

ヌ | (新設)

- ル^ノワ^ル (略)
 - カ^カ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理
 - ヨ^ヨ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
 - タ^タ (略)
 - レ^レ 在宅自己疼痛管理指導管理
 - ソ^ソ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理
 - ツ^ツ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理
 - ネ^ネ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理
 - ナ^ナ・ラ^ラ (略)
 - ム^ム 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
 - ウ^ウ 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理
- 三 診療内容
- イ^イ・ホ^ホ (略)
 - ヘ^ヘ 疼痛の管理
 - ト^ト 褥瘡の管理
 - チ^チ・カ^カ (略)
- 四 (略)

第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。

- 一^一・三^三 (略)
- 四 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。)
- 五^五・六^六 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、又、ワ及びタ、第六号ハ及びビニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、又、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、又、ル、カ及びヨ

- チ^チ・ヌ^ヌ (略)
 - ル^ル 在宅悪性腫瘍患者指導管理
 - カ^カ (新設)
 - ワ^ワ 在宅自己疼痛管理指導管理
 - カ^カ (略)
 - カ^カ・ヨ^ヨ (新設)
 - カ^カ (略)
 - カ^カ (新設)
 - カ^カ (略)
- 三 診療内容
- イ^イ・ホ^ホ (略)
 - ヘ^ヘ 疼痛の管理
 - ト^ト 褥瘡の管理
 - チ^チ・カ^カ (略)
- 四 (略)

第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。

- 一^一・三^三 (略)
- 四 家族計画指導(受胎調整実施指導を含む。)
- 五^五・六^六 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、又、ワ及びタ、第六号ハ及びビニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、又、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、又、ル、カ

、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びル、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。

及びヨ、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。